

5. 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

5-1. 基本的方向性と取り組みの概要

1) 基本的方向性

市内全域のバリアフリー化を実現するためには、「重点整備路線等のバリアフリー化」、「商店街のバリアフリー化」、「傾斜地のバリアフリー化」、「外出を支援する環境づくり」、「バリアフリーの啓発事業」に対する取り組みが必要です。

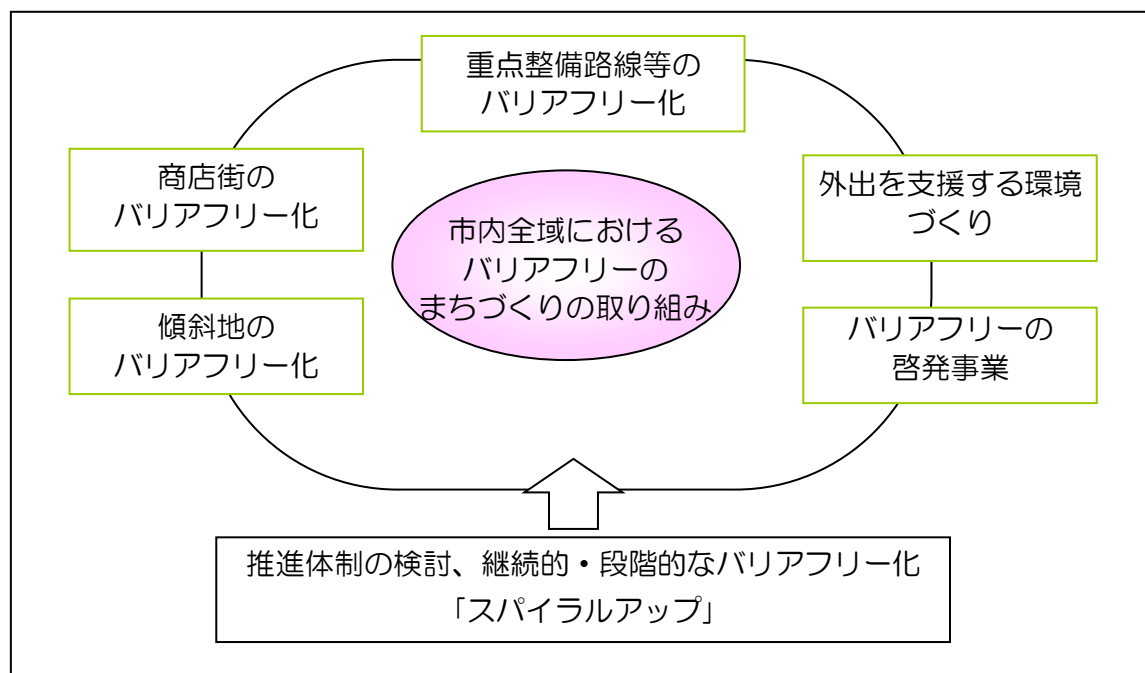
商店街や傾斜地における公共公益的施設や店舗・事業所などの民間施設のバリアフリー化とあわせて、バリアフリー化された道路のネットワークを形成することで外出しやすい環境づくりに取り組み、市内全域のバリアフリー化を効果的に推進します。

また、こうしたハード面での整備を補完するためのバリアフリー情報の提供や、啓発活動を積極的に行うなどソフト面を充実させることでハード・ソフトが一体的となった取り組みが重要です。

「重点整備路線等のバリアフリー化」及び「商店街や傾斜地のバリアフリー化」を推進するためには、市民の理解と協力が不可欠であり、「バリアフリーの啓発活動」も市民が主体的に行わなければ十分な効果を得ることはできません。また、バリアフリー化された情報を提供することにより、外出を支援することも重要です。

特に、こうした取り組みを推進するためには、庁内関連各課や市民、関連団体との連携を図りながら、バリアフリーの取り組み体制を確立し、検討を継続していくことが大切です。これにより、継続的・段階的なバリアフリー化の推進（スパイラルアップ）を行います。

○市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み



2) 取り組みの概要

名 称	取り組みの概要
5-2. 重点整備路線等のバリアフリー化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 市内の主要幹線道路を対象としたバリアフリー化及び自転車対策の推進 • 東京外かく環状道路の周辺道路及び第四次事業化計画に伴う取り組み
5-3. 外出を支援するための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • まちを歩きやすくする工夫で外出を支援する環境づくり • トイレ、子育て施設などのマップづくりによる外出を支援する環境づくりのための情報提供や、情報通信システムを利用した新たな取り組みによる高齢者、障がい者など、すべての人がより使いやすい情報提供の検討
5-4. 傾斜地におけるバリアフリー化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 大沢、中原地区等、国分寺崖線沿いの急傾斜地における周辺地域と一体となったバリアフリーのまちづくり • ベンチのあるみちづくり整備事業
5-5. 商店街のバリアフリー化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 商業施設のバリアフリー化のみならず、商店街として一体的、連続的なバリアフリー化を進めるための施策の検討及び利用可能なトイレの案内など、買い物がしやすい環境整備の誘導
5-6. バリアフリーのまちづくりに関する啓発事業の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者、障がい者など、すべての人との交流などを通して、市民、事業者、行政が「心のバリアフリー」を促進 • 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の周知・啓発 • 園児及び児童、生徒と高齢者、障がい者などとの交流活動体験や道徳の授業などを通じた啓発活動の推進
5-7. バリアフリー化の推進のための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 市での取り組み体制の確立に向けて、推進体制の検討を行うと共に、継続的・段階的なバリアフリー化の推進（スパイラルアップ）

5-2. 重点整備路線等のバリアフリー化の取り組み

1) 重点整備路線と優先整備区間

前基本構想では、駅を中心とした一部の地域のバリアフリー化を図ることに限られていたことに加え、鉄道駅が市域の端部に位置していることから、幹線道路として市民に多く利用されている主要な3つの道路などを「重点整備路線」と位置付け、バリアフリー化を重点的に進めてきました。

基本構想においても主要な3つの道路などを引き続き「重点整備路線」と位置付け、バリアフリー化を継続的に進めるとともに、市内全域のバリアフリー化を拡充するため、新たな「重点整備路線」を指定します。

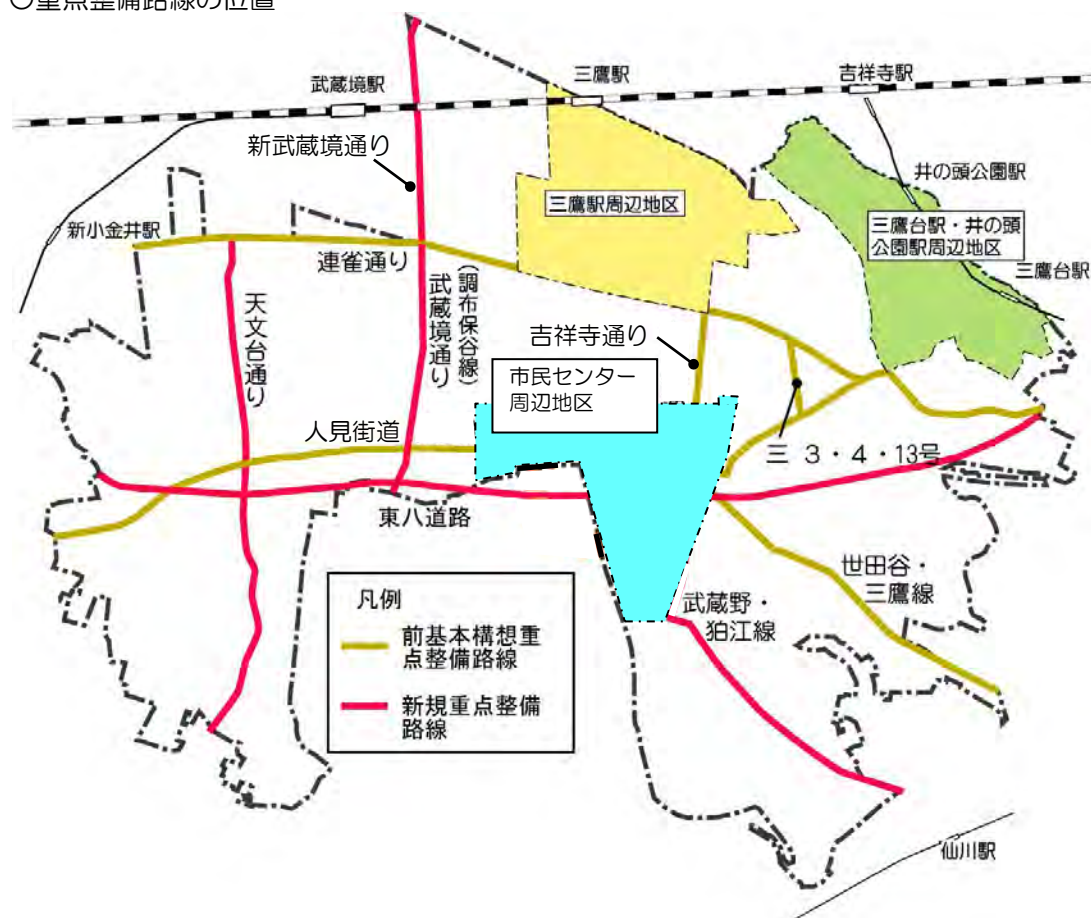
ただし、道路（歩道）の状況を考えると、全線全区間を整備目標年次までにバリアフリー化することは、事業規模や経済的な観点から困難です。そのため、これまでと同様に、以下の考え方により、整備を優先すべき区間を定め、整備の目標を示します。

なお、優先整備区間以外の区間においても、引き続き整備に努めます。

【優先整備区間の考え方】

- ・ 公共公益的施設が集積している区間
- ・ 交通事故多発区間
- ・ 歩道がないなど、交通安全上特に危険と思われる区間

○重点整備路線の位置



2) 優先整備区間における整備目標

目標期間の考え方は、概ね以下のとおりとします。(計画期間：平成 23～令和 4 年度)

- ・ 令和 4 年度までの目標：歩道上の障害物の除去、指導、歩道の拡幅、電柱の移設 など
- ・ 令和 4 年度以降の課題：歩道の拡幅 など

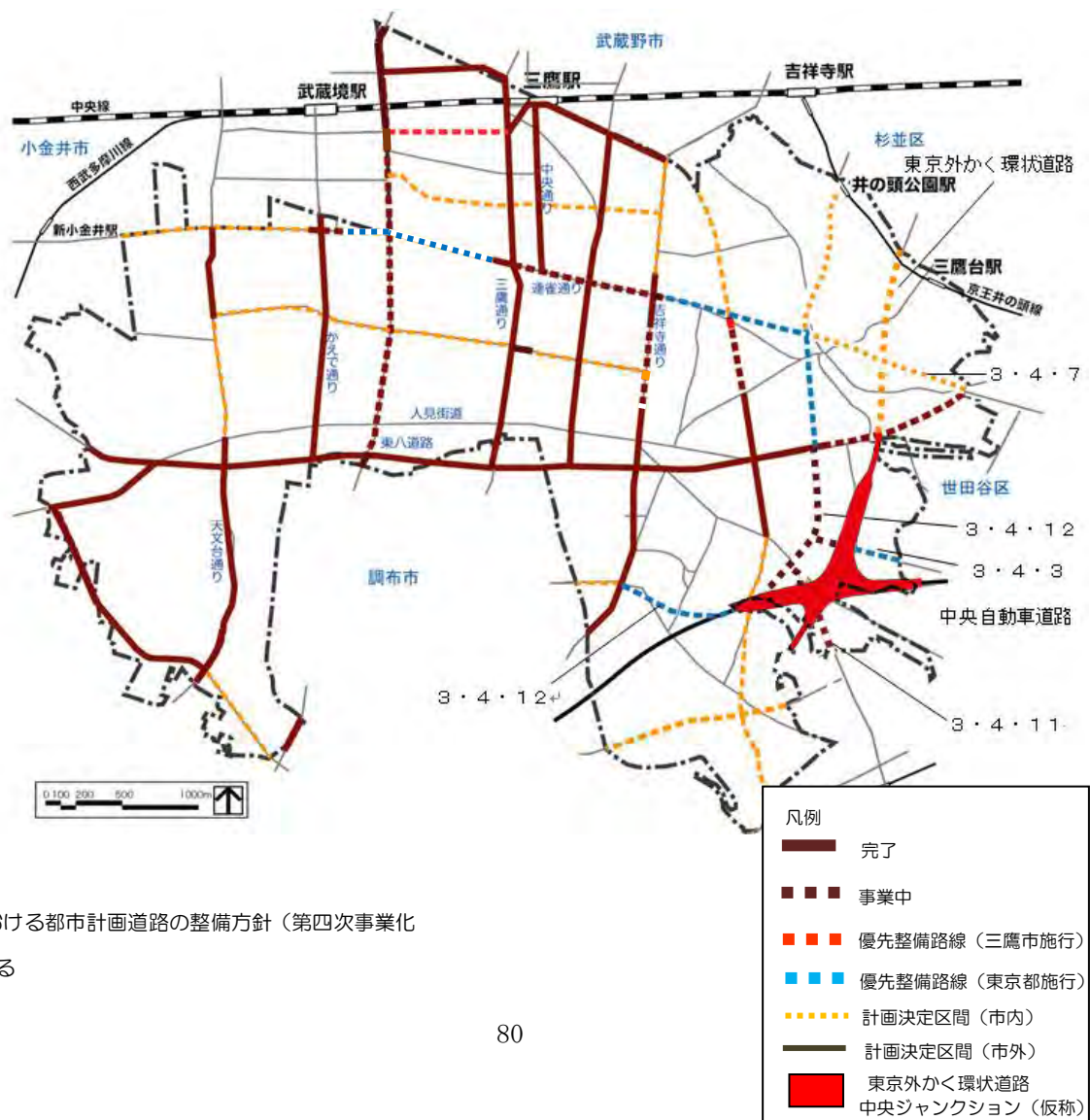
参考) 前基本構想における目標時期ごとの整備内容

- 平成 15 年度から平成 19 年度までの目標：歩道上の障害物の除去 など
- 平成 20 年度から平成 22 年度までの目標：電柱の移設 など
- 平成 22 年度以降の課題：歩道の拡幅

3) 東京外かく環状道路の周辺道路及び第四次事業化計画に伴う取り組み

東京外かく環状道路は、北野地域において中央自動車道と連絡するジャンクション、東八道路と接続するインターチェンジ等の設置が計画されています。東京外かく環状道路の整備にあわせ、インターチェンジ周辺の都市計画道路である三鷹 3・4・11、三鷹 3・4・3、三鷹 3・4・7、三鷹 3・4・12 については、バリアフリーに配慮した道路の整備が予定されており、第四次事業化計画と合わせ、市内全域の道路のバリアフリー化が推進されます。

○都市計画道路の整備状況図



*「東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)」による

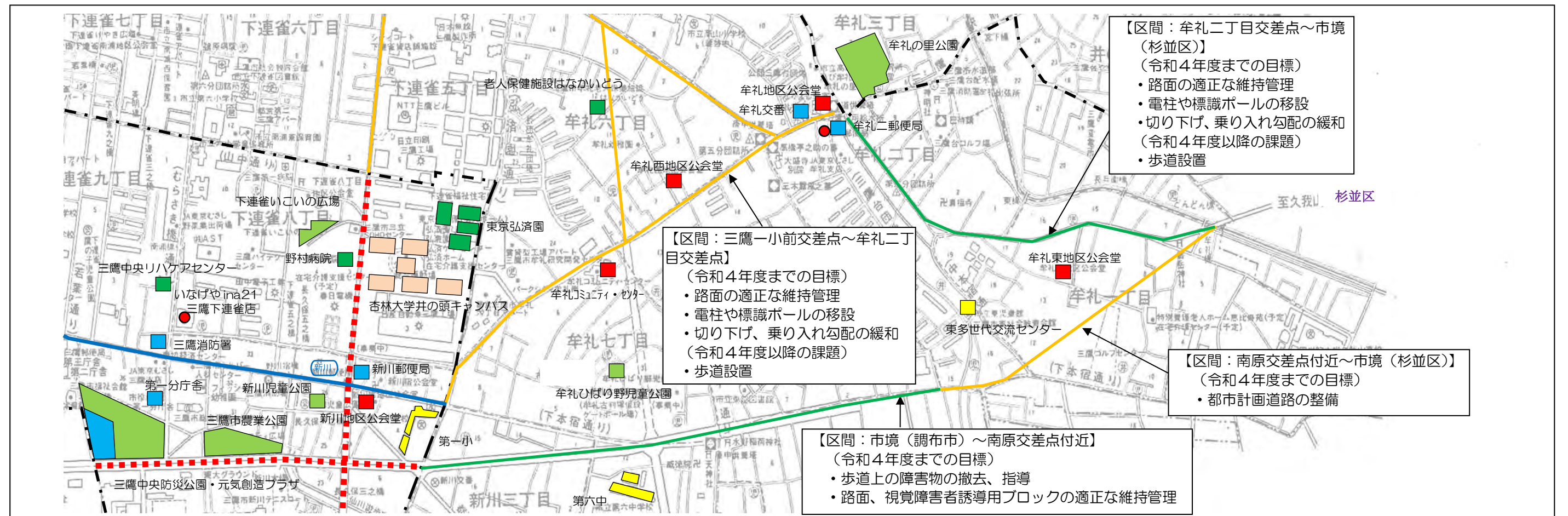
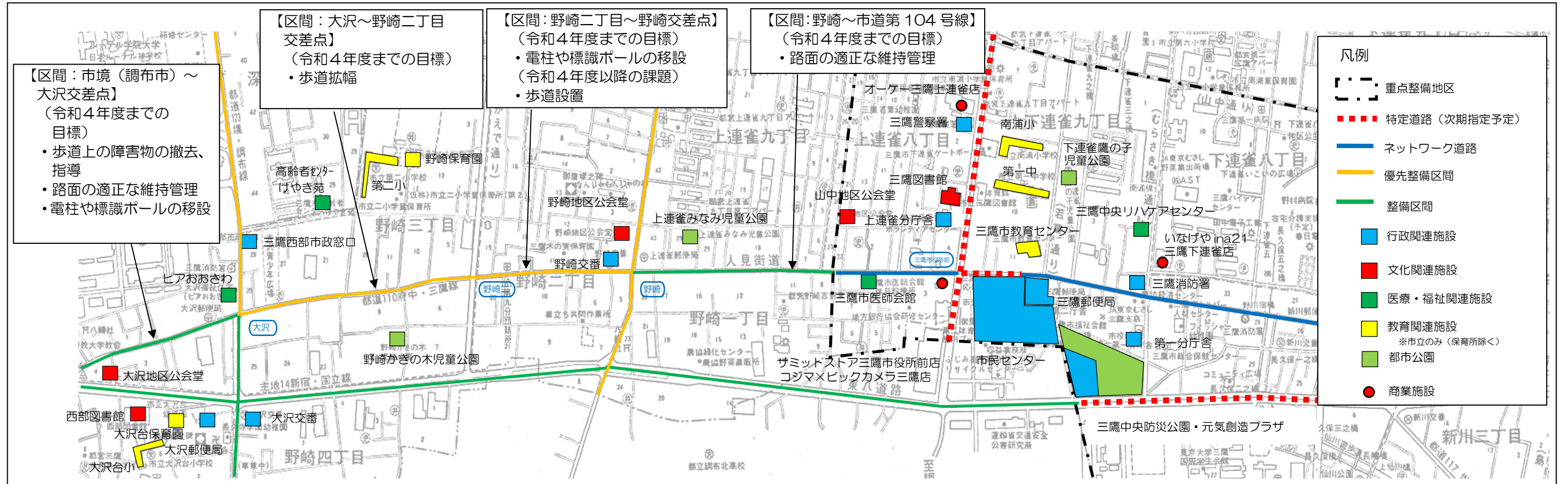
重点整備路線整備区間及び整備内容【吉祥寺通り】



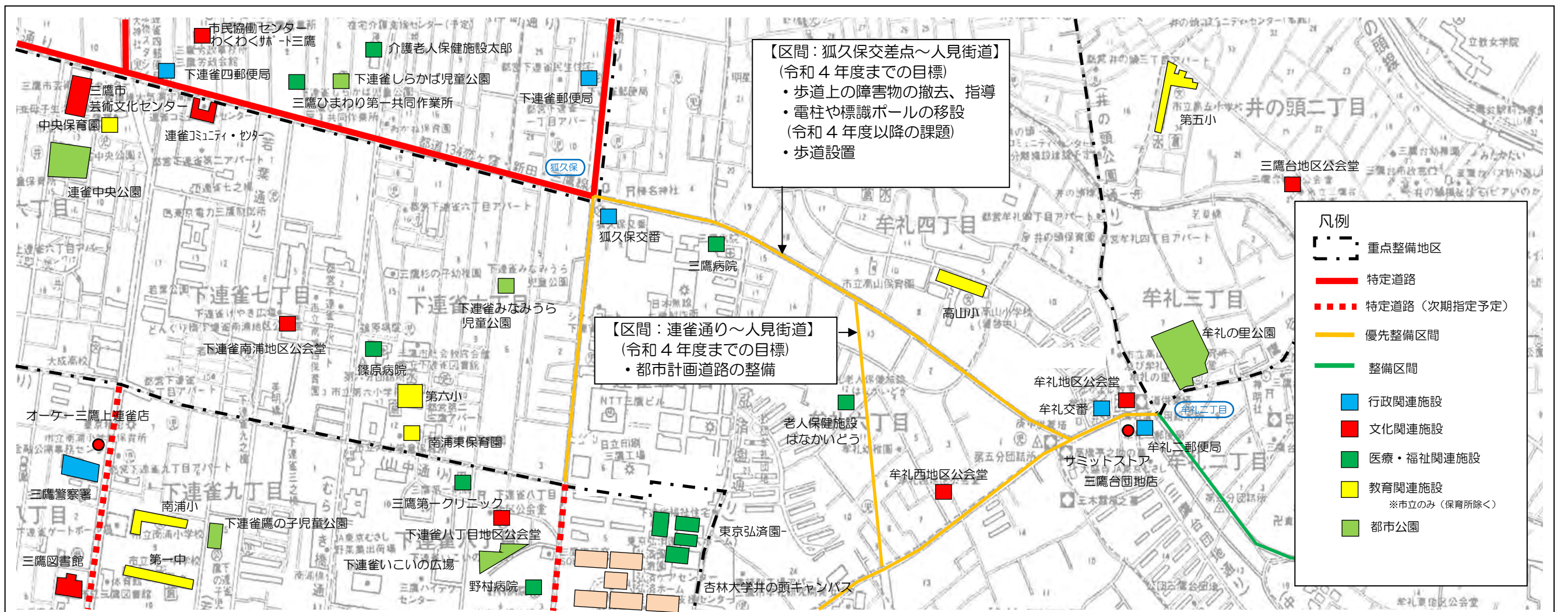
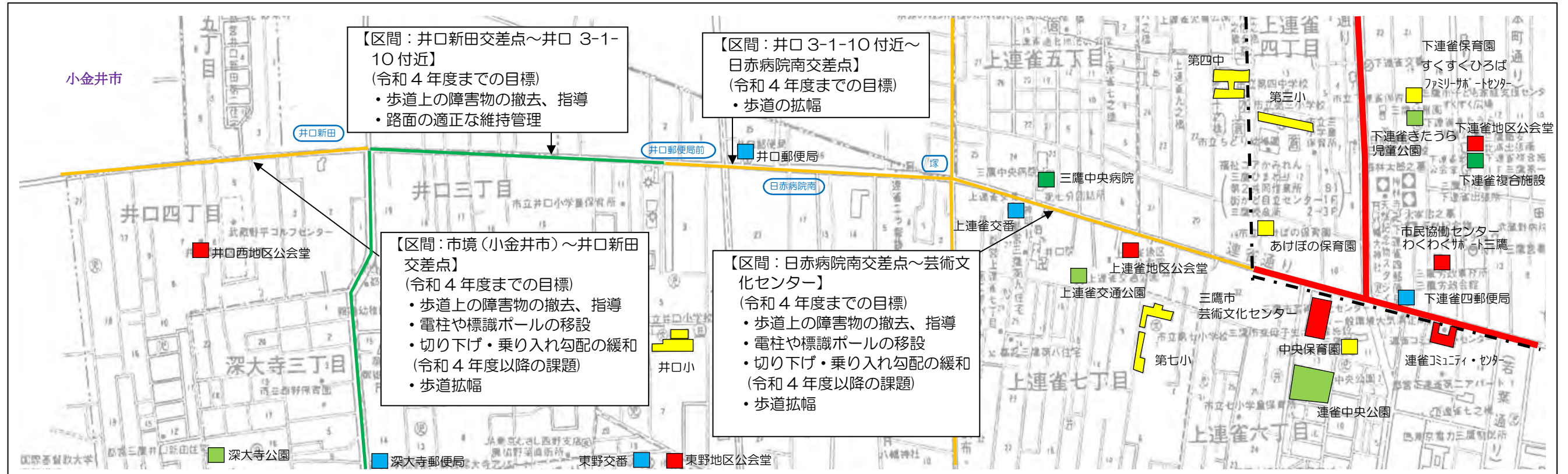
重点整備路線 整備区間及び整備内容【武蔵境通り（調布保谷線）】



重点整備路線 整備区間及び整備内容【人見街道】及び【東八道路】



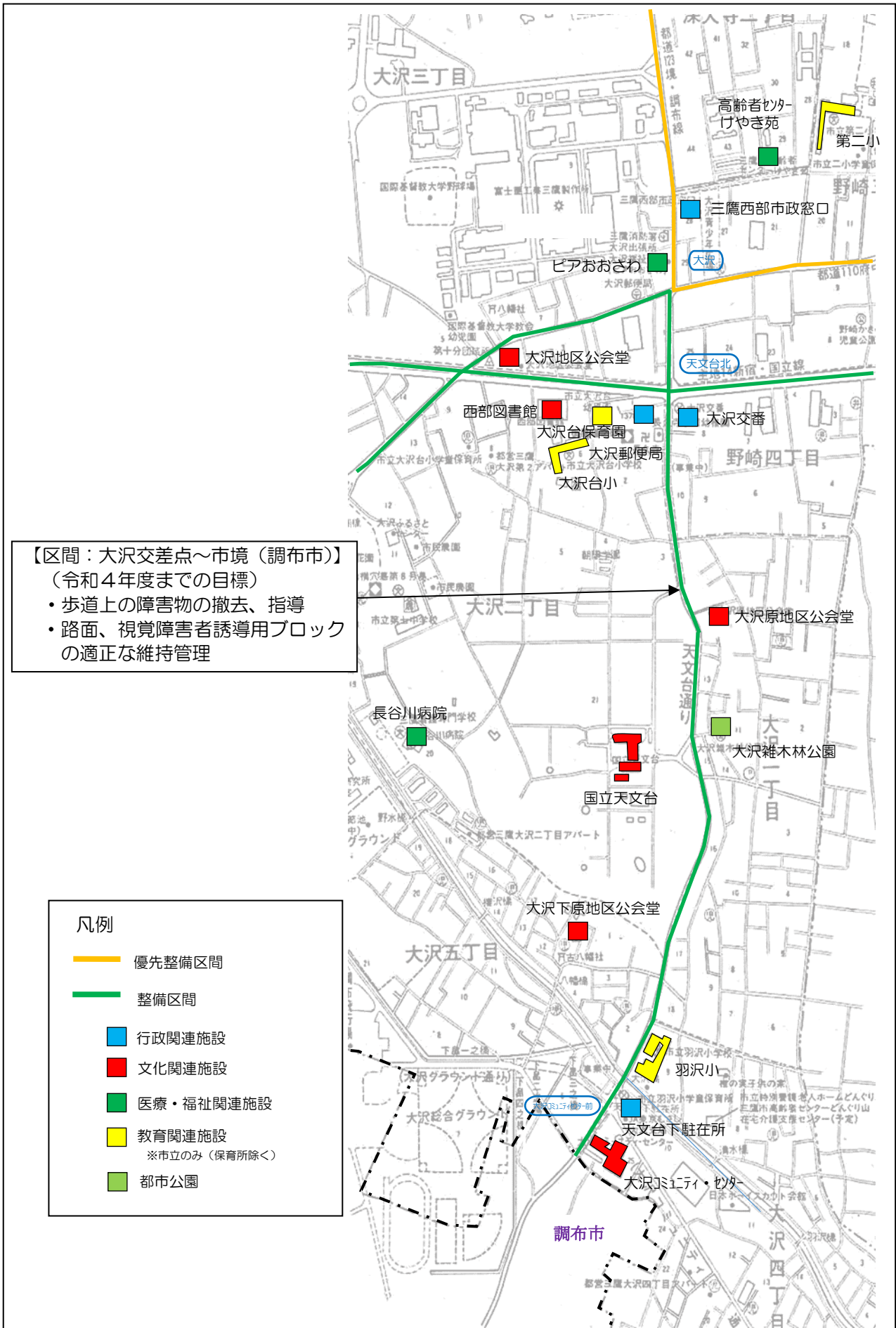
重点整備路線 整備区間及び整備内容【連雀通り】及び【三三・四・13号】



重点整備路線 整備区間及び整備内容【天文台通り】



重点整備路線 整備区間及び整備内容【天文台通り】



重点整備路線 整備区間及び整備内容

【吉祥寺通り（武蔵野・狛江線）・（世田谷・三鷹線）】

